○復興庁告示第五十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで認定した復興推進計画（磐梯町復興推進計画（認定番号福島第九十三号））に係る指定金融機関を平成二十九年十一月二十二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第五十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで認定した復興推進計画（磐梯町復興推進計画（認定番号福島第九十三号））に係る指定金融機関を平成二十九年十一月二十二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社商工組合中央金庫
二　住所　東京都中央区八重洲二丁目十番十七号

○復興庁告示第五十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで認定した復興推進計画（磐梯町復興推進計画（認定番号福島第九十三号））に係る指定金融機関を平成二十九年十一月二十二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三井住友銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

○総務省告示第三百九十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十九条の三第二項の規定により、指定講習機関として指定した公益財団法人日本無線協会から講習の業務を行う事務所の所在地の変更に係る届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十九年十一月三十日

総務大臣　野田　聖子

一　所在地を変更する事務所の名称及び変更後の所在地

事務所の名称	変更後の事務所の所在地
公益財団法人日本無線協会九州支部	熊本県熊本市中央区辛島町六番七号

二　変更年月日

平成二十九年十一月二十七日

○復興庁告示第六十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで認定した復興推進計画（白河市復興推進計画（認定番号福島第九十四号））に係る指定金融機関を平成二十九年十一月二十二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行
二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第六十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで認定した復興推進計画（白河市復興推進計画（認定番号福島第九十四号））に係る指定金融機関を平成二十九年十一月二十二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第六十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十九年十一月七日付けで認定した復興推進計画（白河市復興推進計画（認定番号福島第九十四号））に係る指定金融機関を平成二十九年十一月二十二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十九年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社みずほ銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目五番五号

○総務省告示第三百九十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十七条の五において準用する同法第三十九条の三第二項の規定により、指定試験機関として指定した公益財団法人日本無線協会から試験事務を行う事務所の所在地の変更に係る届出があったので、同法第四十七条の五において準用する同法第三十九条の三第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十九年十一月三十日

総務大臣　野田　聖子

一　所在地を変更する事務所の名称及び変更後の所在地

事務所の名称	変更後の事務所の所在地
公益財団法人日本無線協会九州支部	熊本県熊本市中央区辛島町六番七号

二　変更年月日

平成二十九年十一月二十七日

○財務省告示第三百十九号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第三十七条第一項の規定に基づき、指定保税地域として次の場所を指定し、平成二十九年十二月一日から適用する。

平成二十九年十一月三十日

財務大臣　麻生　太郎

京浜港中央防波堤外側地区指定保税地域

一　土地

東京都江東区青海三丁目地先にある中央防波堤外側ふ頭（Ｙ１）の北緯三五度三五分二三秒東経一三九度四七分五四秒の地点（Ｙ１護岸南端）をＡ地点として、同地点から岸に直角に北西方向へ三三三・一四七メートル延長点をＢ地点とし、Ｂ点から内角六九度三五分一九秒北東方向に五〇・三六四メートルの点をＣ地点とし、Ｃ点から内角一三四度五六分二三秒東方向に三・七四五メートルの点をＤ地点とし、Ｄ点から内角二二五度四分四五秒北東方向に一六・六九七メートルの点をＥ地点とし、Ｅ点から内角二二五度五分三四秒北北東方向に三・七三四メートルの点をＦ地点とし、Ｆ点から内角一三四度五三分一七秒北東方向に三二五・九四九メートルの点をＧ地点とし、Ｇ点から内角九〇度三六分二秒南東方向に六三・六四三メートルの点をＨ地点とし、Ｈ点から内角二六九度二三分五八秒東方向に二・一六七メートルの点をＩ地点とし、Ｉ点から内角一六二度二四分四一秒東北東方向に四〇・〇三九メートルの点をＪ地点とし、Ｊ点から内角一五四度〇分〇秒東方向に一・六〇二メートルの点をＫ地点とし、Ｋ点から内角一五四度〇分〇秒南東方向に一〇七・五一四メートルの点をＬ地点とし、これらＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆ、Ｇ、Ｈ、Ｉ、Ｊ、Ｋ、Ｌの十二地点を順に結ぶ直線及びＬ地点とＡ地点を結ぶ直線で囲まれた、東京都江東区青海三丁目地先のうち九九、〇一一・一四平方メートルの土地

二　建設物

㈠　名称　中央防波堤外側ふ頭桟橋（Ｙ１）
所在地　東京都江東区青海三丁目地先
構造　鋼管杭・ＰＣ桁床板式
面積　一一、五〇〇・〇〇平方メートル

㈡　名称　中央防波堤外側ふ頭桟橋（Ｙ２）
所在地　東京都江東区青海三丁目地先
構造　ジャケット式
面積　二〇、〇〇〇・〇〇平方メートル

㈢　名称　中央防波堤外側ふ頭（Ｙ１）メンテナンスショップ
所在地　東京都江東区青海三丁目地先
構造　鉄骨造三階建
面積　四二四・九〇平方メートル